

宮城県 職業能力開発校における外国人材の受入について(経緯)

- 令和6年 2月28日 宮城県より新規規制改革事項提案
職業能力開発校での訓練修了後、就労が可能な在留資格である特定技能等の取得を特例的に可能とする。
- 令和6年 5月 9日 国家戦略特区等ワーキンググループヒアリング
- 令和6年 6月 4日 第63回国家戦略特別区域諮問会議にて、本件内容を記載
- 令和6年 6月26日 宮城県を国家戦略特区「産業拠点形成連携“絆”特区」に指定
- 令和7年 3月 7日 国家戦略特区等ワーキンググループヒアリング
- 令和7年 6月 9日 宮城県と宮城県専修学校各種連絡会で職能校に関する覚書を締結
- 令和7年 6月10日 第66回国家戦略特別区域諮問会議にて本件内容を記載
【特区制度を活用して取り組む規制・制度改革事項等(抜粋)】

<半導体関連産業における外国人材の就労円滑化>

在留資格「研修」によって入国し職業能力開発校で訓練する外国人が、修了後に在留資格「特定技能」に変更して国内での就労を可能とすることについて、地域における民間の教育訓練機関等の関係者との合意を図る枠組みの構築、地域における半導体産業分野の人材不足に対応した総合的な取組、職業能力開発校における外国人の受入れ環境整備、在留資格の趣旨・目的等に留意しつつ、必要な措置について検討し、2025年度中を目途に結論を得る。